

平成19年9月10日現在

平成19年4月10日付け通知に基づく  
広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所  
監査実施結果について

1 監査実施事業所数 2, 177 事業所

2 行政処分等の状況

① 事業所の指定取消又は指定取消相当 46 事業所  
 ・ 指定取消又は指定取消相当通知済 45 事業所  
 ・ 今後指定取消の手続をとる予定 1 事業所

〔 うち、  
 (株)コムスンについては、  
 ・ 指定取消又は指定取消相当通知済 37 事業所 〕

② 改善勧告 191 事業所  
 ・ 改善勧告済 140 事業所  
 ・ 今後改善勧告の手続をとる予定 51 事業所

〔 うち、  
 (株)コムスンについては、  
 ・ 改善勧告済 115 事業所 〕

3 返還金等の状況

① 指定取消又は指定取消相当に該当する返還

指定取消又は指定取消相当の事業所数 46 事業所  
 うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 45 事業所  
 返還予定額 18億2918万円

〔 (株)コムスンについては 37 事業所  
 うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 37 事業所  
 返還予定額 12億4296万円 〕

② 指定取消又は指定取消相当以外の返還  
 ・ 返還予定事業所数及び返還予定額ともに精査中

※ 指定取消相当とは、「指定取消処分前に事業所の廃止届が提出され  
 取消処分に至らなかったもの」をいう。